

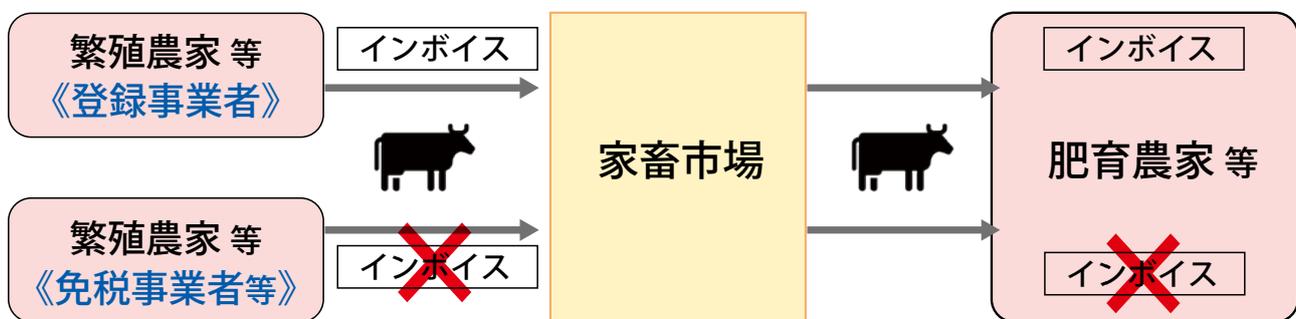
令和5年10月から 消費税のインボイス制度が導入されます！

8月号に続き、今回は **繁殖農家編** です。

インボイス制度のポイント

- ①家畜市場でのセリも含め家畜の購買者が消費税の仕入税額控除を行うためには、適格請求書（インボイス）の保存が必要になります。
- ②インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者として登録した課税事業者（以下、登録事業者）に限定され、免税事業者や登録していない課税事業者は発行できません。
- ③免税事業者等が出荷した家畜の仕入税額控除ができないことで、購買者による家畜の評価に影響する可能性があります。

◆インボイス導入後の家畜取引のイメージ（R5.10.1～）



インボイス制度開始後6年間は、登録事業者以外（免税事業者等）からの課税仕入れも、仕入額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置があります。

特に消費税の免税事業者の方

- ◎基準期間（個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下でも、課税事業者を選択することができます。
- ◎基準期間における課税売上高が5,000万円以下であれば、簡易課税制度を選択することができます。

（例）簡易課税制度を選択し、セリ価格60万円で子牛を販売した場合の納付消費税額のイメージは…



セリ価格	売買価格	納付消費税額
60万円	66万円	1.8万円 （6万円×30%）

※飲食料品の譲渡に係る事業を除く農林漁業の場合（みなし仕入率70%）

経営実態に応じて課税事業者への移行もご検討ください

適格請求書発行事業者としての登録が必要です！

➡ 詳しくは国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください